

京都市訓令甲第 20号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

京都市長 門 川 大 作

第5条の見出し中「設置」を「開催」に改め、同条中「この訓令」を「総合企画局情報化推進室統計解析課長（以下「統計解析課長」という。）は、この訓令」に改め、「図るため」の右に「必要があると認めるときは」を加え、「置く」を「開催することができる」に改める。

第6条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 統計解析課長

(2) 総合企画局情報化推進室統計調査係長（以下「統計調査係長」という。）

第6条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に、「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「統計解析課長」に改め、同号を同条第4号とする。

第7条第2項中「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「統計解析課長」に、「情報統計課長」を「統計調査係長」に改める。

第11条中「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長（以下「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」という。）」に改める。

第12条中「，連絡会議の議を経て」を削る。

第13条第2項中「連絡会議の議を経て，」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第15条，第16条第1項，第17条及び第18条中「情報統計課長」を「統計解析課長」に改める。

別表保健福祉局保健福祉部保険福祉総務課の項の次に次の1項を加える。

子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

庶務係長

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)